岐阜市立厚見学園（厚見小・厚見中）いじめ防止基本方針

平成２６年３月策定

平成３０年４月改定

平成３１年４月改定

令和　元年７月改定

令和　２年４月改定

令和　３年３月改定

　令和　４年３月改定

令和　４年４月改定

**はじめに**

　ここに定める「厚見学園（厚見小・厚見中）いじめ防止基本方針」は、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第１３条、令和元年、本市の中学校３年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

　本方針は、人権尊重の理念に基づき、岐阜市立厚見学園の児童生徒が安全で、安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

**１　いじめの問題に対する基本的な考え方**

**（１）定義**

法：第２条　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**（２） 理解**

・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

**（３）いじめの解消**

①いじめに係る行為が止んでいること

　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（４）基本認識

学校がいじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、全教職員が教育活動全体を通じて、以下の認識を十分理解・共有し、未然防止等に努め、いじめ問題に当たる。

1. 「いじめは、人間として絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

1. 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

1. 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

1. 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

（５）学校としての構え

　　かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの４つの約束】

１　どの子も全力で応援する。　　　　　　→誰も一人ぼっちにさせない。

２　仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。

→いじめはみんなで必ず止める。

３　いつでもどんな相談も聞く　　　　　　→どんなことも受け止める。

４　相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。

→直ちに問題解決に立ち上がる。

　＜校内組織＞

　 ・校内に「いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

　　・ 校内メンバーによる定例会をもつ。いじめ事案発生時は、緊急開催と関係職員を追加招集する。

　＜基本姿勢＞

　　・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、全力で児童生徒を守る。

　　・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制で対応をする。

　　・「いじめは、人間として絶対に許されない。」という認識を、学校教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。

　　　　（いじめ防止対策推進法 第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。）

　　・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を育成する。

　　・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

（６）保護者の責務

　・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

２　いじめの未然防止のための取組　（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性・自治力自浄力の育成、共同学習等）

　・全ての児童生徒が、主体的に活動したり互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感や充実感を味わうことができる授業づくりを進め、教科指導を充実する。

・本学園が大切にしている「あったか言葉・温言活動」を中心に、全ての児童生徒がかけがえのない大切な学級・学校の一員であるという意識を醸成し、誰もが心地よい居場所づくりに努める。

　・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会・生徒会活動等でも随時そのテーマを取り上げ、児童生徒が主体的にいじめの未然防止や問題解決に取り組むよう指導する。

・自分たちの生活をより良いものにしていく児童会・生徒会活動を充実する。（常時活動の充実、いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組等）

（２）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の醸成、見守り体制の整備）

・一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら望ましい人間関係を築くことができるよう、相互の関わり合いを大切にしてよさを認め合う学級経営や教科経営を充実する。

・望ましい人間関係を築くためのスキルを身に付けるために、意図的・計画的にエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を行い、日常生活に活用できるようにする。

・自己有用感を育む指導援助や取組を充実し、学級や学校の集団の一員である喜びを感じながら、「守らなければならない」から「守りたい」という規範意識の醸成を図る。

・日々の声かけや生活記録での見届け、また、各種アンケートからの把握など、丁寧な見届けや見守りの体制を整備し、全職員で児童生徒の心の声に耳を傾けるようにする。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

・学校教育全体を通じて、全教職員が自他のかけがえのない生命や誰もが等しく有する人権の意味、他者の人権を侵害することは絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

　・自殺予防教育（ＳＯＳの出し方）、がん教育や性に関する教育など、子どもたちが自分自身の価値を認め、自分を大切に思う自尊感情を育てる生命の尊厳への理解（いのちの教育）を充実する。

・様々な人との関わりの中で社会性を育み、他者の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合い、幅広い世代との交流、ボランティア活動等、心に響く豊かな体験活動を充実する。

　・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わり合うことができるための「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学園づくりを進める。

　・温言活動やピンクシャツデー・いじめを見逃さない日の取組など、いじめ未然防止等に関わる児童生徒主体の取組や活動を充実し、生命や人権を大切にする学校文化を醸成する。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

・学校における教育活動全体において、次の４点に留意した指導を充実する。

1. 正しい判断ができるよう基礎的な学力を確実に身に付けさせる。　　　　　　（学力向上）
2. 児童生徒に活躍の場を設け、価値付け方向付けを基に自己有用感をもたせる。（一人一役）
3. 共感的で温かな人間関係を築く力を育成する。　　　　　　　　　　　　　（温言活動等）
4. 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。　　　　　　　　（キャリア教育等）

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

　・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。

　・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。また、保護者や地域の方も含めた警察・専門家等の外部講師による研修会を実施する。

　・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、児童会・生徒会が主催する話し合いやＰＴＡ、地域の方との交流会など、自治的な活動の充実を図る。

　・ノーメティアデーの実施により、ＳＮＳ等の使い方や向き合い方等を親子で考える機会を作る。

（６）教職員の役割

　≪学級担任・教科担任等≫

　　・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化やＳＯＳ，危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く、広く、鋭く保つ。

　　・休み時間や放課後等、生徒との何気ない会話や生活記録などを活用し、交友関係や悩み等を把握する。

　　・「心のアンケート」「いじめアンケート」等の結果を児童生徒理解や教育相談に活用する。

　　・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり不信感を抱かせたり、さらには他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

≪養護教諭≫

　　・保健室を利用する児童生徒との会話ややり取りを通して、一人一人の様子に目を配り、普段と違うと感じた時は、積極的に悩みや心配なことを聞くよう心がける。

・学校の教育活動の様々な場面で、生命の大切さを取り上げる。また、学校保健安全委員会等を通じて保護者等にも啓発を図る。

　≪いじめ対策監・生徒指導主事≫

　　・いじめ問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図り、共通行動を促す。また、「心のアンケート」「いじめアンケート」を基にした教育相談の実施に計画的に取り組む。

　　・具体的ないじめ事案に対しては、いじめ防止等対策推進会議を主宰し、早期に情報集約や報告・調整・指導等を組織的継続的に行う。

　　・休み時間や放課後等の校内巡視や校区内巡視を通して、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認、把握する。

・日頃から関係機関との情報交換や連携に取り組み、セーフティネットを強化する。

≪管理職≫

　　・校長（副校長）が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

　　・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

・学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進に計画的に取り

組む。また、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制を整備し随時点検をする。

　　・いじめ問題の予防や解決に児童生徒が主体的に取り組むよう指導援助を強化し、いじめ予防に関する取組を地域や保護者に積極的に発信する。

３　いじめの早期発見・早期対応

（早期発見・早期対応の具体、いじめ事案発生時の初動体制についての具体）

1. いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

・いのちの教育（自殺予防：SOSの出し方、がん教育、性に関する教育等）を充実し、自分と自分の身のまわりの仲間の命と人権を尊重しようとする意識を醸成する。

・いじめに関わる取組（いじめ発生時の対応演習、しあわせBOX、いじめ情報提供アンケート等）を通して、いじめを見逃さずいじめに対峙しようとする意欲を喚起する。

・児童会生徒会の活動（温言やピンクシャツデー）や情報提供アンケートなど、仲間の変容に気付き、ともにいじめに立ち向かおうとする取組を充実する。

（２）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

1. 児童生徒を対象にした「いじめアンケート」の実施（６月・１１月には、家庭での記入と保護者へのアンケート協力依頼と保護者メールによる周知）

児童生徒を対象にした「心のアンケート」の実施（5月・9月・2月に学校で実施）

　　　※回答しやすい環境整備とダブルチェックによる確認と早期の事実確認

1. 教育相談を通した学級担任による児童生徒からの聞き取り調査と教育相談（5月・9月・2月の「心のアンケート」実施後）
2. 希望する保護者を対象にした保護者相談（随時）
3. 岐阜市版アセス（小学3年生～中学３年生）、NINO（中学１～３年生）の結果も共有活用し、児童生徒一人一人の多面的な理解に努め、未然防止に役立てる。
4. 学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生活ノートや授業中の言動等の些細なサインも見逃さないよう、きめ細かな情報交換を日常的に行い、いじめの認知に対する意識を高める。

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

①　いじめ対策監、ＳＣやほほえみ相談員等は、随時学校内を巡視しながら、気になる児童生徒の把握や関係教職員との情報交流に努め、積極的に連携を図る。

②　いじめの疑いのある事案発生時に、別紙フロー図に従い迅速かつ組織的に対応できるよう、日々職員の意識向上を図りながら校内組織の強化に努める。

③　いじめ事案対応に係る情報連携については、校長の指導方針のもといじめ対策監（生徒指導主事）を核に、初動時の事実把握を最優先とし、情報共有に基づく事実確認を経て、その後の指導と支援・見届けの徹底を図るため、組織的継続的な連携指導体制で対応する。

（４）教育相談の充実

　・教職員は、日常の教育活動全体を通して受容的かつ共感的な姿勢で児童生徒理解を進め、児童生

徒との信頼関係を築く。また、あらゆる機会を捉えて教育相談を実施する。（問題解決的：いじめ

や不登校、非行など不適応　予防的：不安定な状況下への早期対応　開発的：成長を支える支援）

・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長した

りすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。また、問題発生時には安易に考えず、問題が深刻になる前に早期対応できるような危機意識をもって当たる。

・児童生徒の変化に組織的に対応できるよう、いじめ対策監や生徒指導主事また教育相談主任を中心に、学年主任、学級担任、養護教諭、ＳＣ、ほほえみ相談員等、校内の全教職員がそれぞれ役割を果たした上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

・毎週の打合せ、主任会、学年会、職員会議において、児童生徒の状況を常に把握し、共通理解する。また、必要に応じてケース検討会を随時開催し、対応を検討する。

（５）教職員の研修の充実

　・一人一人の教職員が、学校いじめ基本方針の理解、別紙フロー図に基づく組織的対応の徹底（特に主観的理解と客観的事実を区別した事実確認）、いじめの早期発見対応はもちろん未然防止に係る取組の充実が図れるよう教職員の研修を実施する。

　・教職員一人一人が全ての児童生徒の人格と人権を尊重し、差別や偏見を許さない人権感覚を磨くための研修の充実を図る。

・いじめの事案が起きた際は、生きた教訓としてケーススタディを実施する。

（６）保護者・地域との連携

　・「厚見学園いじめ防止基本方針」を周知し、保護者や地域住民に積極的な情報提供を依頼する。

・いじめが確認された後は、いじめた側いじめられた側ともに、保護者への報告を迅速かつ正確に行い、納得できる謝罪の指導を親身になって行う。

・いじめられた生徒やその保護者の思いを真摯に受け止める。

・いじめた生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、自身が自らの行為を見つめ、十分に反省する指導を保護者と一緒に行う。

・いじめ問題の解消に向け保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たる。管理職やいじめ対策監による見届けを徹底し、双方の児童生徒の今後に目を向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。

（７）関係機関等との連携

　・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まない。

・日頃から教育委員会や警察、中央子ども相談センター、岐阜市子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、情報提供や行動連携を行うことで、問題の早期解決と未然防止を図るように努める。また、事案発生時は直ちに教育委員会へ電話と様式で報告する。

・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の専門機関と連携して解決に当たる。

４　学校いじめ防止等対策推進会議の設置【必置】

法：第２２条　　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

これを受けて、以下の委員により構成される「学校いじめ未然防止等対策推進会議」を設置する。

＜事務内容：条例1８条＞

　２　推進会議は、次に掲げる事務を行う。

1. 学校基本方針の策定、実施及び検証
2. いじめに係る相談体制の整備
3. いじめの早期発見のための情報収集、記録及び共有
4. いじめの認知
5. 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言

（６） 当該市立学校教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動

（７） 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

＜構成＞　　学校職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等

　　　　　　学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、主任児童委員等

５　いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「厚見学園いじめ防止プログラム」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 教職員の動き | 児童生徒の活動 | 保護者・地域との連携 |
| １ターム | ・「こころの教育」厚見プランの確認・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）いじめ対応フロー図の確認・職員研修（基本認識と事案対応）・「学校いじめ防止対策推進会議」（学校運営協議会で）・職員、生徒や保護者等の温言やいじめに関わる想いの紹介※校内いじめ防止対策推進会議ターム１＆いじめの見逃さない日毎月３日 | ・始業式や対面式で「方針＆子ども用対応フロー」説明・学級のルールづくり・学年集会、全校集会等における児童生徒の取組・ＮＩＮＯの実施（小４～中学校）・エンカウンター.SST.SELの実施・かがやき見つけ（小学校通年）温言活動（中学校通年）※いじめを見逃さない日取組毎月３日 | ・入学式・ＰＴＣＡ総会等で「方針」説明・学校だより、ホームページで「方針」の発信・基本方針概要版と子ども用対応フロー図の配付と内容の周知・学校運営協議会で「方針」説明 |
| ２ターム | ・アンケート結果の即時対応 指導援助・アンケート実施週での教育相談・研修(アンケート学年分析と交流)・生徒指導事例研修 | ・心のアンケート①の実施・厚見小中あいさつ運動（通年）・挨拶ボランティア(小:毎日、中:毎月)・あったか・温言宣言の取組・SCビデオ講座：いじめの影響 | ・いじめを見逃さない日の取組の保護者、地域啓発 |
| ３ターム | ・アンケート結果の即時対応、指導・アンケート実施週での教育相談・いのちの授業Ⅰ企画実施・職員研修（事案対応と自殺予防取組）・第１回「教職員取組評価アンケート」 | ・いじめ情報アンケート②の実施・いじめ防止強化週間７/１-7/８・いのちの授業Ⅱ　情報モラル学習・自殺予防教育：ＳＯＳの出し方・アセスメント（STAR実施） | ・いじめ聞き取り調査（個別懇談）・いじめ防止週間等取組内容の周知　（SOSの出し方保護者向け解説） |
| ４ターム | ・アンケート結果の即時対応、指導・アンケート実施週での教育相談・研修(アンケート学年分析と交流　　　 STARアセス結果交流)・生徒指導事例研修 | ・心のアンケート③の実施・前期の温言活動の取組の振返り・あったか、温言宣言の見直しの取組・SCビデオ講座：心の不調・いじめ未然防止条例から学ぶ | ・前期の「あったか」「温言」の取組の周知・「心の不調講座」「いじめ未然防止条例から学ぶ」保護者向け解説 |
| ５ターム | ・アンケート結果の即時対応、指導・アンケート実施週での教育相談・いのちの授業Ⅱ企画実施 | ・いじめ情報アンケート④の実施・小中あったかい言葉かけ運動・いのちの授業Ⅱ。人権ライブ・性教育 | ・「いのちの授業Ⅱ」保護者向け周知・あったか言葉かけ運動 |
| ６ターム | ・「ひびきあいの日」・第２回「教職員取組評価アンケート」 | ・「ひびきあいの日」の取組(DVD視聴と人権課題学習)・人権学習交流(厚見中ルネサンス)・アセスメント（STAR実施） | ・いじめ聞き取り調査（個別懇談）・家庭でのかがやき見つけ |
| ７ターム | ・アンケート結果の即時対応、指導・アンケート実施週での教育相談・第２回「学校いじめ未然防止等対策推進会議」（学校運営協議会） | ・心のアンケート⑤の実施・ピンクシャツウイーク＆デー・厚見あったか/温言宣言 | ・学校運営協議会で「結果」報告と次年度方針承認・学校だよりによる次年度取組の周知 |

６　いじめ問題発生時の対応

1. いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第２３条に基づいて明示）

　【組織対応】

　　・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと役割を明確にした組織的な動きをつくる。

　【対応の重点】

　　・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。学校いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。

・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた児童生徒に対して、少なくとも３か月間、毎日校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。

・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

［大まかな対応順序］【別紙フロー図参照】

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第２８条・条例第２０条に基づいて明示）

　　　　いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

　［主な対応］

　　○教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

　　○当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

　　○上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

　　○児童の生命、身体又は財産に重大被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

７　学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

1. いじめの未然防止の取組に関すること
2. いじめの早期発見の取組に関すること
3. いじめの再発を防止するための取組に関すること

８　個人情報等の取扱い

　○個人調査（アンケート等）について

・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年とする。

○指導記録について

・１事案１ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、いじめ対策委員会記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。